審査基準（公表用）

様式第３号

所管部（局）・課　県土企画課公共用地室

法令名	土地収用法	法令番号	昭和２６年　法律第２１９号
手続名	障害物の伐除、土地の試堀等のための許可	根拠条項	第１４条第１項

審査基準

1　土地収用法第１１条及び１２条の手続がなされていること。
（当該土地の所有者又は占有者が立入りについて同意している場合はこの限りでないが、申請された事業が土地収用法第１１条の許可要件に適合していること。）

2　許可申請者が土地収用法第８条第１項に定義される起業者又はその命を受けた者若しくは委任を受けた者であること。
（①事業の施行に先立って行政庁の許可等の手続が必要な場合であっても、この許可等を要件としないが、学校法人や社会福祉法人等については、設立の許可手続がなされていること。②代理人による申請の場合は代理権限証書が添付されていること。③受任者等による申請の場合は、委任状等が添付されていること。）

3　土地収用法第３条各号の一に掲げる事業の準備のために他人の占有する土地に立入って測量又は調査するに当たって、障害物の伐除、土地の試堀等を行うやむを得ない必要があること。
（事業の準備には、土地収用法第３５条に基づく調査も含まれる。）

4　当該障害物又は当該土地の所有者及び占有者が正当な理由なく拒否している場合、所有者が所在不明の場合等同意を得ることができない合理的な理由があること。

5　土地の所有者及び占有者に、あらかじめ、意見を述べる機会が与えられていること。

6　申請書、添付書類及び図面等により、対象となる障害物及び土地の数量、範囲等が特定されており、障害物の伐堀、土地の試掘等の方法、規模、区域、期間が技術的、社会的にも妥当であること等必要な範囲内であること。
（測量又は調査の必要性、土地所有者及び占有者が受けるべき不利益の程度等から判断すること。）

受付機関	県土企画課公共用地室	処理機関	県土企画課公共用地室	交付機関	県土企画課公共用地室	標準処理期間　３０日 標準経由期間　日	目次No.	5